

第22期第5回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年8月30日(月)15時00分～

場所 唐津市水産会館 多目的ホール

(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

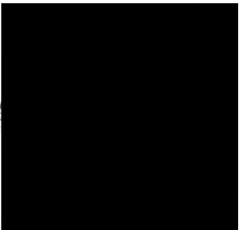
2 議 題

- | | |
|---|-----------|
| (1) なまこ漁業特認許可方針(案)について(諮問) | P 1～P 5 |
| (2) 資源管理手法検討部会参考人について(報告) | P 6～P 7 |
| (3) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について(報告) | P 8～P 11 |
| (4) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
佐賀県の要望事項について(報告) | P 12～P 13 |
| (5) 水産流通適正化法について(報告) | P 14～P 33 |
| (6) その他 | |

水産第2110号
令和3年(2021年)8月27日

松浦海区漁業調整委員会 会長 様

佐賀県知事 山口 祥



なまこ漁業特認許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴会の意見を求めます。ついで、令和3年8月31日(火)までに答申してください。

(担当：水産課漁業調整担当 真島)

なまこ漁業（特認）

第1 制限措置

（1）漁業種類

なまこ漁業（すもぐり）

（2）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

10人

（3）推進機関の馬力数

制限なし

（4）操業区域

次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

ア 福岡県糸島市二丈町串崎

イ 福岡県糸島市二丈町串崎と唐津市相賀崎を結んだ直線と、唐津市高島と福岡県糸島市志摩姫島を結んだ直線との交点

ウ 唐津市高島南東端

エ 唐津市東唐津「旧唐津シーサイドホテル東館」西角

（5）漁業時期

10月1日から翌年3月31日まで

（6）漁業を営む者の資格

① 操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島又は満島のいずれかの地区）において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

④ 適切な資源管理を実践できる者

⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

令和3年9月1日から令和3年9月17日まで

第4 許可の基準

合計数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 2020年10月1日から2021年3月31日までの期間において、なまこの水揚げの実績がある者
- (2) 2013年10月1日から2020年3月31日までの期間において、なまこの水揚げの実績がある者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 松浦瀬の中心より半径250メートル以内の区域以外では操業してはならない。
松浦瀬の中心（世界測地系）
緯度：33°28′06″
経度：130°00′42″
- (2) 操業時間は、次のとおりとする。
10月・・・午前7時00分から午後5時30分まで
11月・・・午前7時00分から午後5時00分まで
12月・・・午前7時30分から午後5時00分まで
1月・・・午前7時30分から午後5時30分まで
2月・・・午前7時30分から午後6時00分まで
3月・・・午前7時00分から午後6時00分まで
- (3) 操業には佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用することとし、すもぐりを行う者は1隻1名とする。

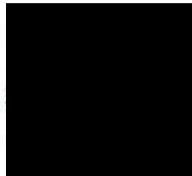
(4) 作業中は、県が指定する作業標旗を船舷上3.0メートル以上の高さに掲げなければならない。

要 望 書

令和3年8月24日

佐賀県知事 山口祥義 様

佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎



唐津湾内におけるアワビ、ナマコ漁業の許可について

日頃より玄海地区水産振興につきまして、ご指導・ご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、沿岸漁業をとりまく環境は新型コロナウイルス感染症影響あおりを受け、より一層厳しさを増しております。

このような中、今回の法改正により、これまで操業できていた区域においての操業が出来なくなる事案が発生し、さらなる経営圧迫を危惧しております。

つきましては漁家経営の存続及び改善のためにも唐津湾内一般海域における特定水産動植物（アワビ及びナマコ）採捕につきましてご許可賜りますようお願いいたします。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第66号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。
 - ① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎え、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じた。（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））
- (3) このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。
- (4) 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

2. 委員会指示第67号（案）の概要

(1) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

(2) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示第66号の有効期間である令和4年5月31日までとする。

3. 指示に違反した者への対応方針

委員会指示第66号の2及び3並びにこの指示の2の(2)に違反した者への対応方針について別に定めるものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年七月三十日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(2) 遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

資料 1-2

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年七月二十日から令和四年五月三十一日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第66号及び第67号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和3年7月30日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第66号及び第67号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

(1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

(2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応方針

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の委員会の対応方針は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応
①委員会指示に従わず遊漁者がくろまぐろを採捕した場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。
②遊漁者がくろまぐろ（大型魚）を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

(2) 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

継 続

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。

また、本年2月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くろまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

継 続

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況を見ると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

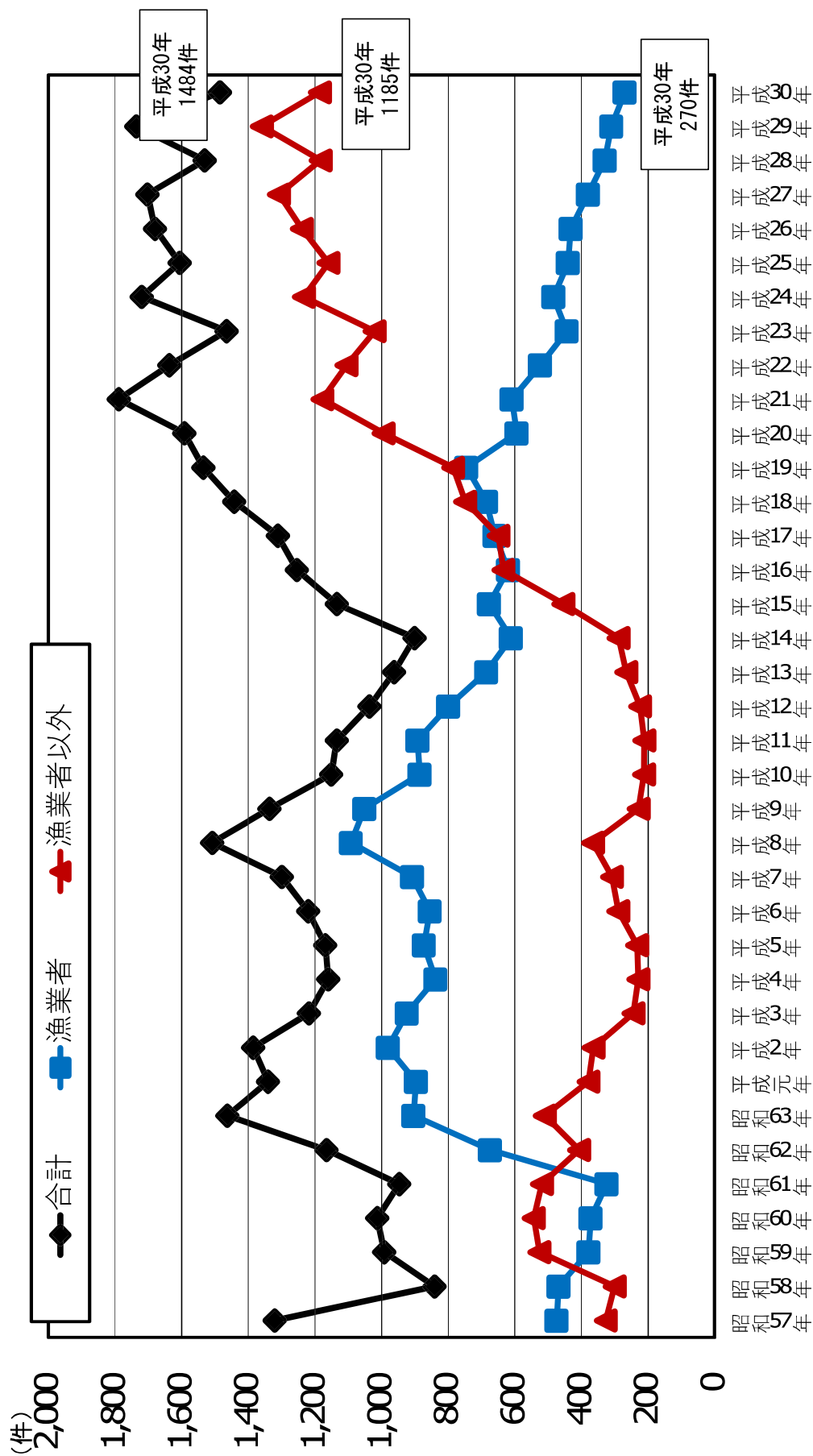
- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。

水産流通適正化法について

水産庁加工流通課

漁業関係法令に関する検挙件数の推移

○ 漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。

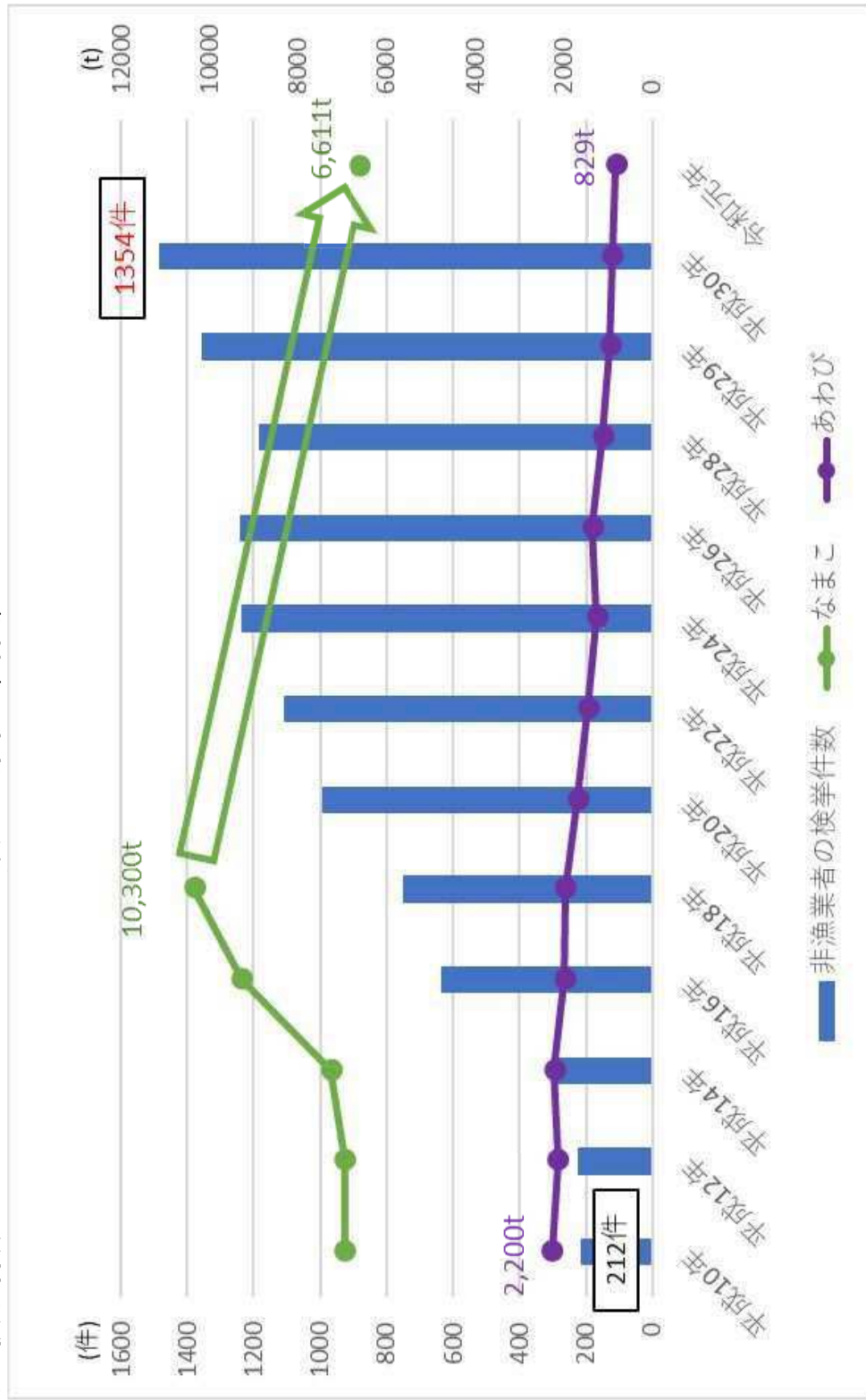


資料：都道府県調べ（平成30年1月～12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。）

非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
- 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移（海面）



※ ナマコについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪（罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

- 【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金
- 【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに**特定水産動植物**を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ
を特定水産動植物に指定

密漁品流通の罪を新設

- 【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金
- 【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業（例：潜水器漁業、底びき網漁業等）を営んだ者に対して適用されます。

- 【改正前】 3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金
- 【改正後】 3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物（例：サザエ、イセエビ等）を権限なく採捕した者に対して適用されます。

- 【改正前】 20万円以下の罰金
- 【改正後】 100万円以下の罰金

国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

- FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表。
- 我が国は、「国際行動計画」上の取組について、全て実施済み。
- FAOは、2017年に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。

また、昨今の国際的な動向として、
下記のようなIUU漁業撲滅に向けた目標設定が行われている。

SDGs (持続可能な開発目標) (2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言 (2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

水産物流通に係る課題

国内流通に係る課題

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。

輸入に係る課題

- 国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



水産物流通に係る対策

国内流通の混入防止

- 適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。
- 万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。
- 輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じることが必要。

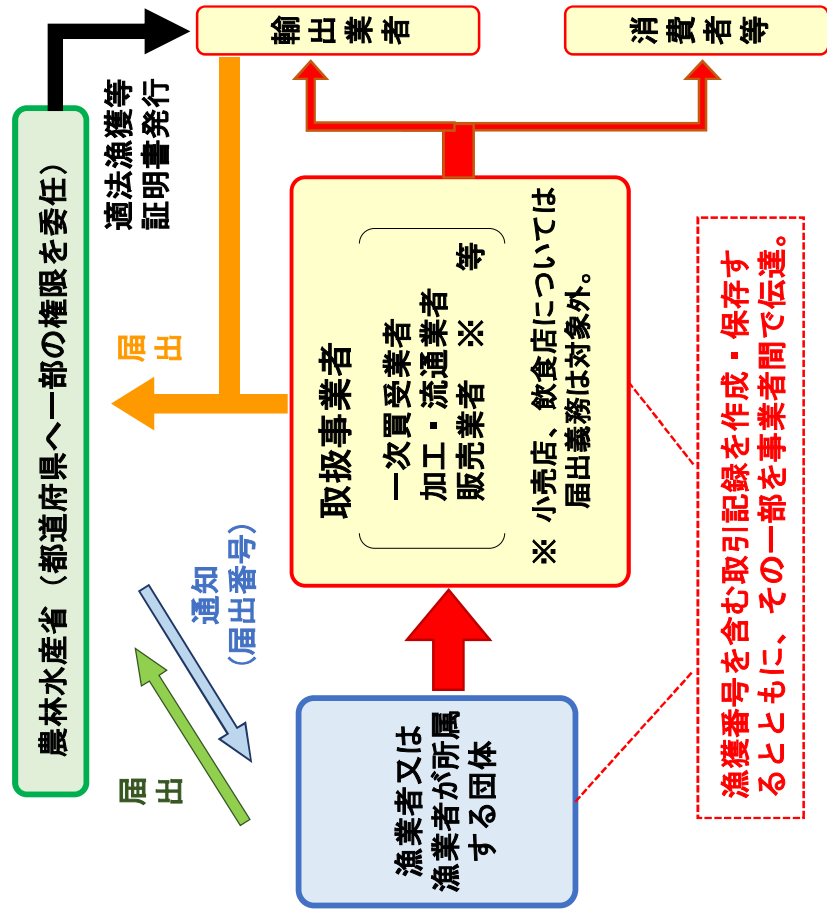
IUU漁獲物の流入防止

- IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じることが必要。

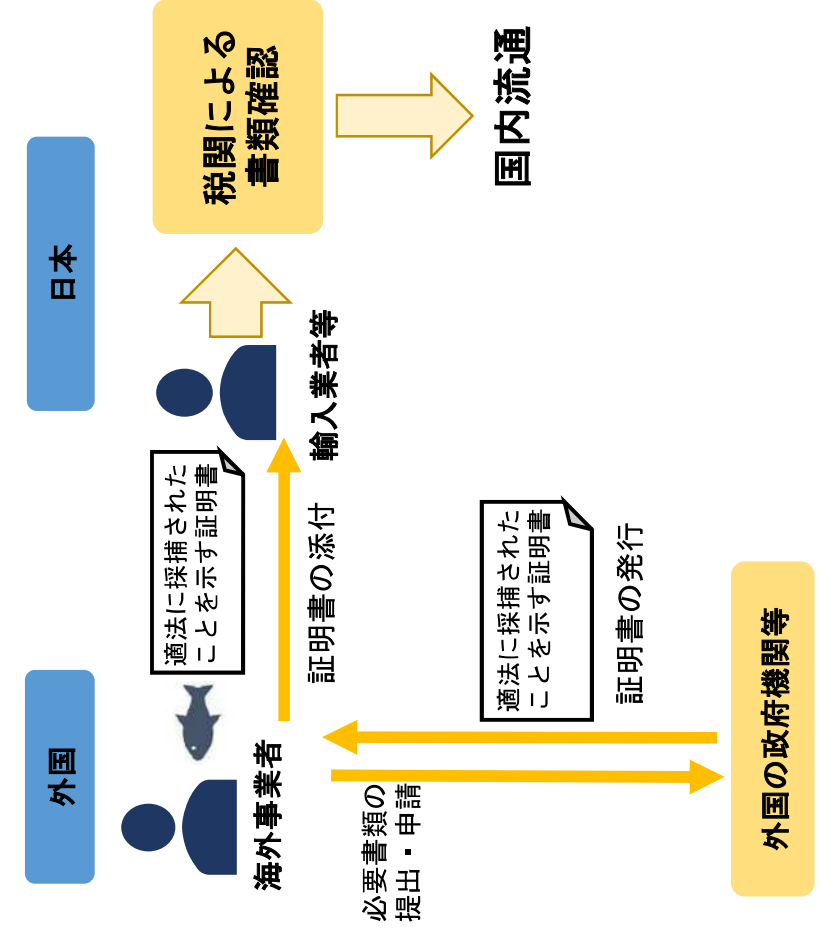
水産流通適正化制度の概要①

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書等の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。 7

水産流通適正化制度の概要②

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行うおととするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならぬこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6ヵ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

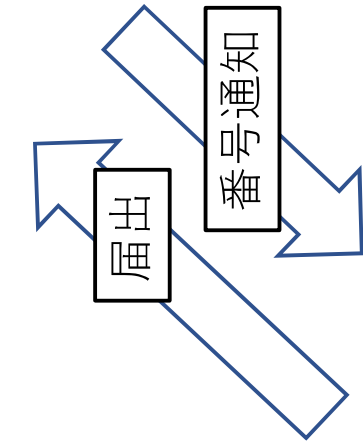
施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

特定第一種・第二種水産動植物等の取扱事業者に係る義務について

	法施行後	譲り渡す時
漁業者等	届出 (施行日6か月前～)	<ul style="list-style-type: none"> ①漁獲番号の伝達 ※ 伝票等に記載することでも可 ②取引記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要
加工業者 流通業者 輸入業者	届出 (施行後1か月以内) ※ 施行日以後、新たに事業を開始する者については、2週間以内に届出が必要	<ul style="list-style-type: none"> ①漁獲番号の伝達 ※ 伝票等に記載することでも可 ②取引記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要
小売事業者 飲食店	届出は不要	<ul style="list-style-type: none"> 譲り受ける時 ○購入記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要
輸出事業者	届出 (施行後1か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> 輸出する時 ○適法漁獲等証明書の申請・添付 譲り受ける時 ○購入記録の作成・保存 ※ 国内消費者へ譲り渡した場合、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存は不要
特定第二種水産動植物輸入事業者	届出は不要	<ul style="list-style-type: none"> 輸入する時 ○外国の政府機関等が発行する証明書等の添付

漁業者・漁協や1次買受業者の対応について

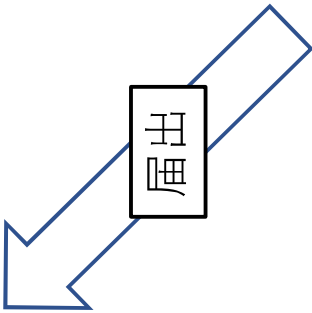
農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)



漁業者・漁協



取引記録の
作成・保存義務



1次買受業者



取引記録の
作成・保存義務

納品伝票

2021年〇月〇日
〇〇漁協
北海道〇〇市...

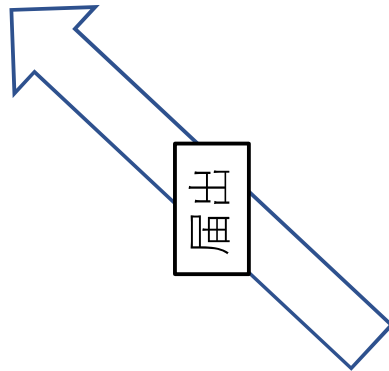
〇〇水産加工センター 殿

販売日	商品名	数量	金額	漁獲番号
〇月〇日	なまこ	100kg	23,000	〇〇△-〇〇△-001
〇月〇日	なまこ	20kg	54,000	〇〇△-〇〇△-002
〇月〇日	なまこ	15kg	35,000	〇〇△-〇〇△-003
〇月〇日	なまこ	5kg	12,000	〇〇△-〇〇△-004

※ 漁獲番号等の伝達義務
伝票等に記載することも可

1 次買受業者や加工・流通・輸入業者の対応

農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)

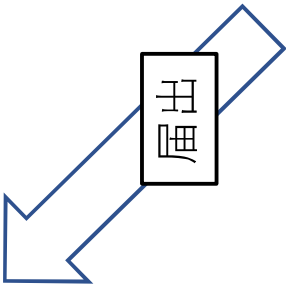


届出

1 次買受業者



取引記録の
作成・保存義務



届出

加工業者 流通業者 輸入業者



取引記録の
作成・保存義務

納品伝票

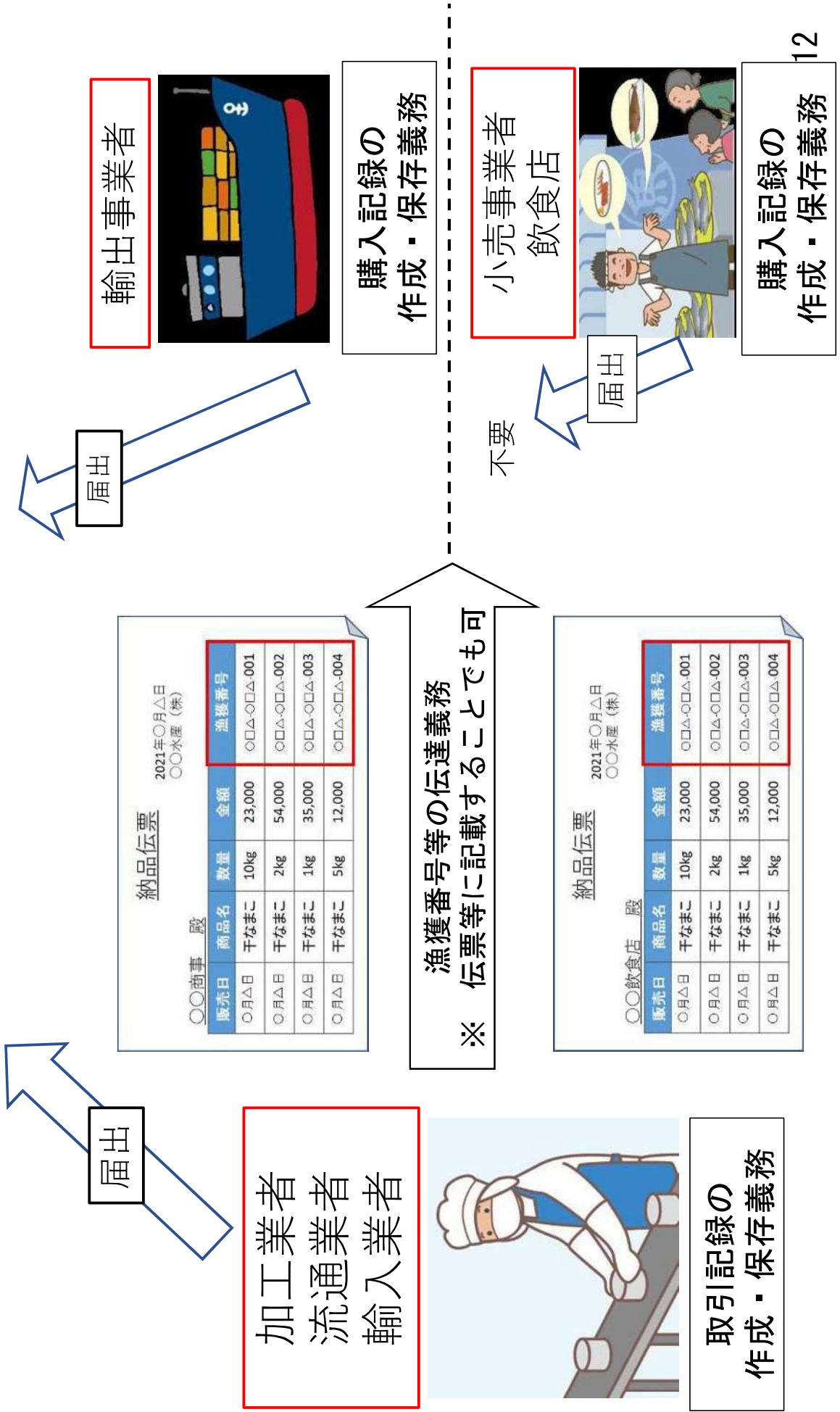
2021年○月△日
○○水産加工センター
北海道○○町...

○○水産(株) 殿

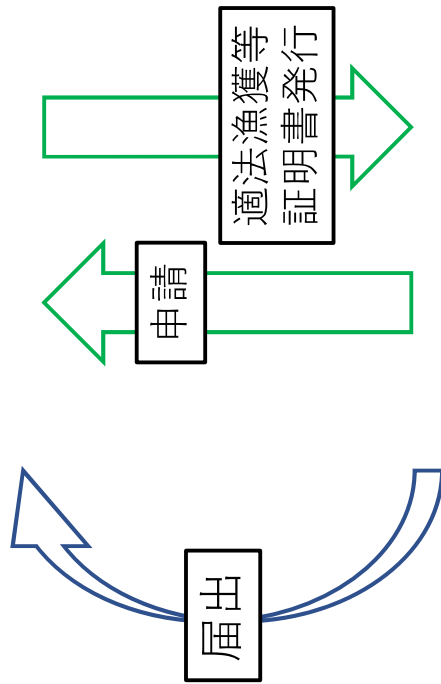
販売日	商品名	数量	金額	漁獲番号
○月△日	なまこ	100kg	23,000	○□△・○□△-001
○月△日	なまこ	20kg	54,000	○□△・○□△-002
○月△日	なまこ	15kg	35,000	○□△・○□△-003
○月△日	なまこ	5kg	12,000	○□△・○□△-004

※ 漁獲番号等の伝達義務
伝票等に記載することも可

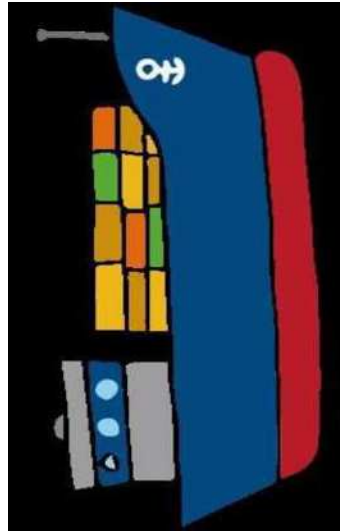
農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)



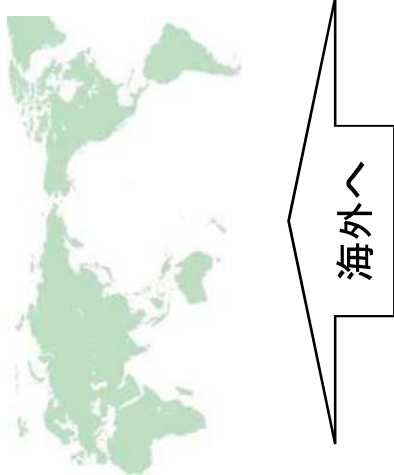
農林水産省



輸出事業者



取引記録の
作成・保存義務



税関

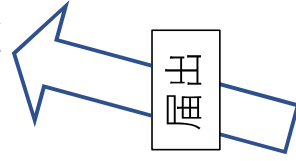


適法漁獲等
証明書の添付

小売事業者・飲食店や消費者の対応

農林水産省(都道府県へ一部の権限を委任)

不要

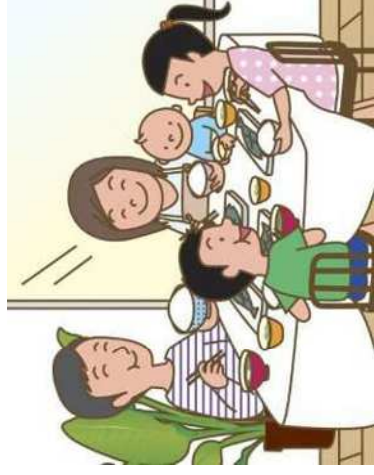


小売事業者
飲食店



購入記録の
作成・保存は必要
販売記録の
作成・保存は不要

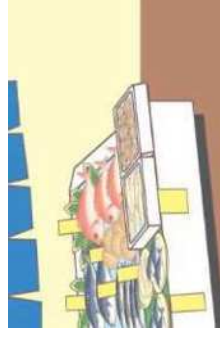
消費者



漁獲番号等の伝達→不要

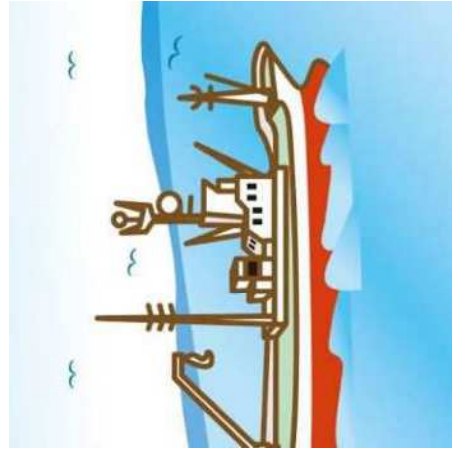
特定第二種水産動植物等を輸入する事業者の対応

農林水産省



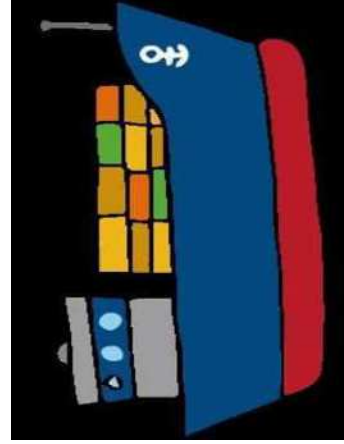
国内流通

海外事業者



外国政府
機関発行
の証明書
添付

輸入事業者



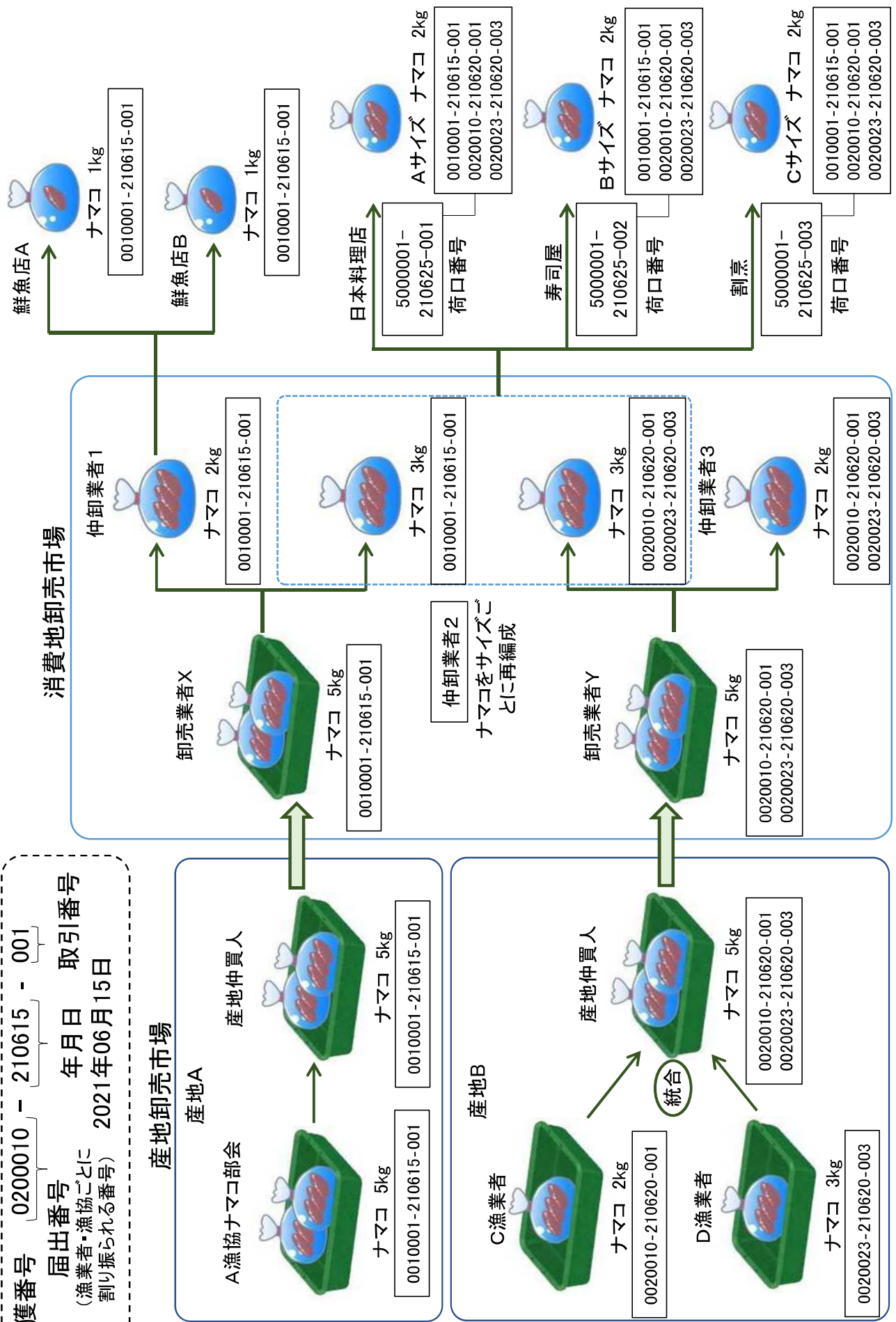
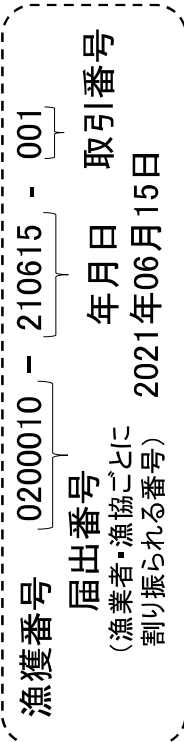
外国政府
機関発行
の証明書
添付

税関



参考3

流通におけるロット統合・分割と漁獲番号の管理について(案)



産地市場・漁協に対する支援策について

○ 水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、産地市場・漁協等が、端末を利用して漁獲番号等の取引情報を電子化し、漁業者や仲買人に伝達するシステムの構築を支援。

漁獲番号等の取引情報をスマホなどで管理・伝達

競り

水揚げ



支援項目

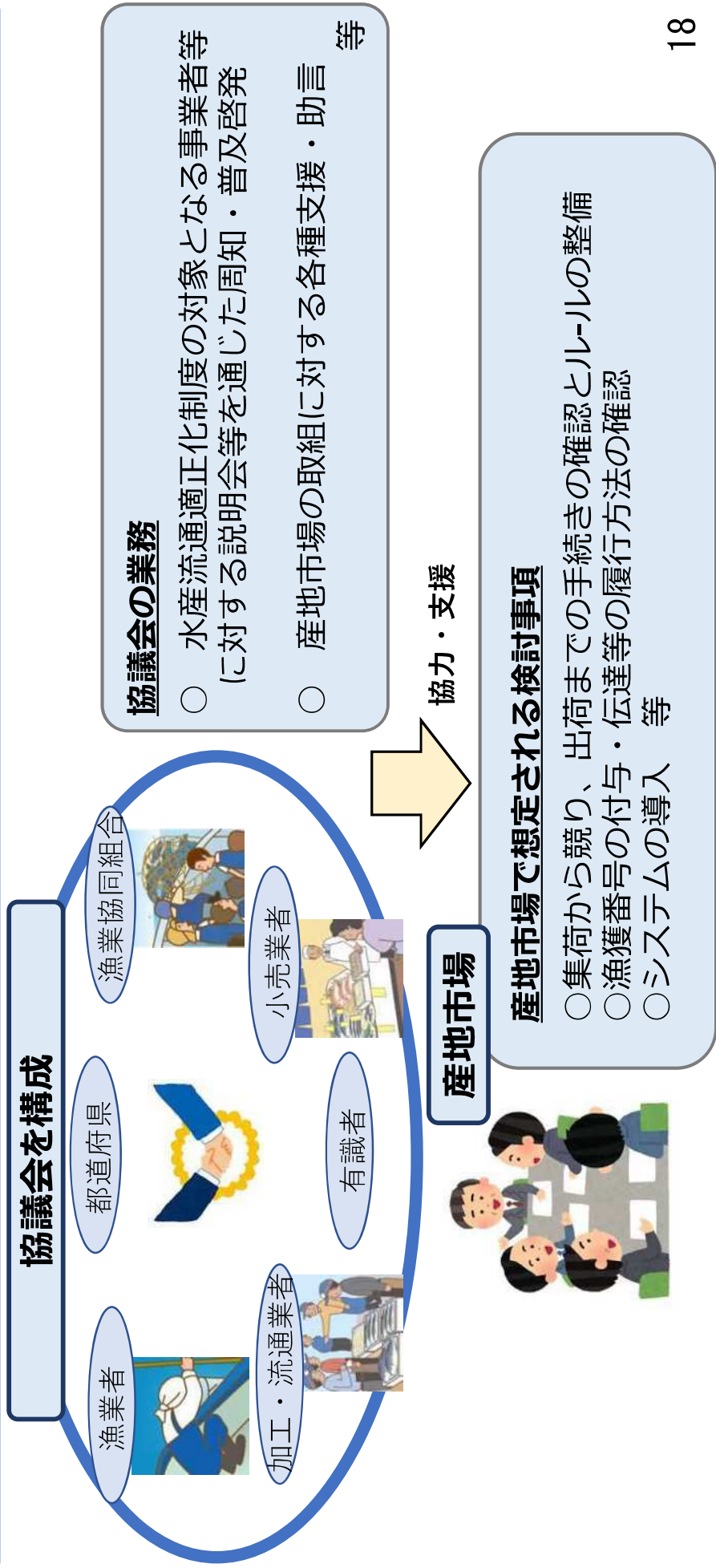
- ① 産地市場等において、漁獲番号等の取引情報を管理・伝達するための端末等の導入費用（1／2補助）
- ② 産地市場等において、端末等で入力した取引情報が共販システムへ送信できるようにするためのシステム改修費用（1／2補助）
- ③ 産地市場等が導入した端末等の使用方法等について、システム会社から説明を受ける際に必要な説明担当者の人件費及び旅費（定額補助）

<ポイント>

- 競りの結果を紙に書き、システムに再度入力する作業を省略可能とするとともに、取引業者への正確かつ迅速な情報伝達を実現

周知・普及啓発等に関する支援策について

- 水産流通適正化法の対象魚種となる特定の水産動植物の流通にあたっては、漁獲番号の伝達、記録の保存等が必要となるが、制度の円滑な施行に向け、各地域において制度の理解を深め、実行的かつ適正な取組をできるようにすることが必要。
- 当該制度は漁業者のみならず、加工業者・流通業者・販売業者等、多くの事業者の協力が必要であることから、関係者の間で認識を共有し、協力して取り組む体制を構築する必要。
- そのため、都道府県単位で、都道府県、漁業協同組合、漁業者、加工・流通業者等を構成員とした協議会を組織していただく、国はその運営に対して支援を行うこととする。



本制度の導入による効果

本制度の導入により、

- 違法に採捕された水産物（違法漁獲物）を国内流通から排除することができ、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能となる。
- また、違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通業者、加工業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与することとなる。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境を実現できる。